

平成30年

第1回市議会定例会 議案第29号

函館市いじめ問題再調査委員会条例の制定について
函館市いじめ問題再調査委員会条例を次のように定める。

平成30年2月22日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市いじめ問題再調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第2項の規定による調査に資するため、函館市いじめ問題再調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議し、その結果を市長に答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員等)

第4条 委員は、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

2 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長および副会長)

第5条 委員会に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、子ども未来部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

入学準備金貸付審査委員会の委員	日額 5,000円	を
入学準備金貸付審査委員会の委員	日額 5,000円	
いじめ問題再調査委員会の委員	日額 12,000円	に

改める。

(提案理由)

いじめ問題再調査委員会を設置するため